

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日の翌
日とす)

目 次

◇規 則 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

規 則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十九号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭

和六十年七月鳥取県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(新たな登録の申請)

第二条 条例第三条第三項の規定による新たな登録の申請は、従前の登録の有効期間の満了の日前三十日までにしなければならない。

(登録申請書の様式)

第三条 条例第四条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第四条 条例第四条第二項第一号の書類は、様式第二号によるものとする。

2 条例第四条第二項第二号の書類は、様式第三号によるものとする。

3 条例第四条第二項第三号の書類は、様式第四号によるものとする。

4 条例第四条第二項第四号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一 法人にあつては、登記簿謄本

二 個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書類

三 営業所の付近の見取図

四 浄化槽管理士(条例第十一条第二項の規定により置かれる浄化槽管理士をいう。第十一条第一項第四号を除き、以下同じ。)が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類

五 申請者及び法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の略歴を記載した書類

六 浄化槽管理士の略歴を記載した書類

七 浄化槽管理士が複数の営業区域を専任する場合にあつては、その理由を記載した書類

由を記載した書類

八 その他知事が必要と認める書類及び図面
(登録簿の様式)

第五条 条例第五条第一項の浄化槽保守点検業者登録簿は、様式第五号によるものとする。

(変更登録申請書の様式等)

第六条 条例第七条第二項の申請書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
い。

一 新たな営業区域に係る条例第四条第二項第三号に掲げる書類

二 新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第四条第四項第四号、

第六号及び第七号に掲げる書類

三 その他知事が必要と認める書類及び図面

(変更の届出)

第七条 条例第八条第一項の規定による変更の届出は、様式第七号による

届出書を知事に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、当該変更の内容を証する書類又は図面を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第八条 条例第九条の規定による廃業等の届出は、様式第八号による届出

書を知事に提出してしなければならない。

(器具)

第九条 条例第十一条第三項の規則で定める器具は、次に掲げるものとする。

一 水準器

二 スカム破砕用具

三 汚泥かき落とし用具

四 水中ポンプ

五 照明器具

六 温度計

七 容量一リットルのメスシリンダー

八 透視度計

九 水素イオン濃度測定器具

十 塩素イオン濃度測定器具

十一 溶存酸素計

十二 残留塩素測定器

十三 亜硝酸性窒素検出器具

(標識の様式)

第十条 条例第十三条の標識は、様式第九号によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第十一条 条例第十四条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

二 保守点検を行った浄化槽の設置場所、処理方式及び処理対象人員

三 保守点検年月日

四 保守点検を行い、又は実地に監督した浄化槽管理士の氏名

五 保守点検の結果

六 条例第十二条第二項の規定による通知をした場合にあつては、その年月日及び内容

2 条例第十四条の帳簿は、毎月末までに、前月中に行つた浄化槽の保守

点検について、記載を終了していなければならない。

3 前項の帳簿は、事業年度ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第十二条 条例第十六条第三項の証明書は、様式第十号によるものとする。
(書類の提出等)

第十三条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、正副二部とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

浄化槽保守点検業者登録申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

□□□□-□□

住 所
フリガナ名

フリガナ名

④

申請者

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
(電話) 局 番

営 業 所	名 称	所 在 地	電 話 局 番
	フリガナ名	フリガナ名	フリガナ名
役 員	フリガナ名	役 名	常勤・非常勤の別
	フリガナ名	フリガナ名	フリガナ名
営業区域に 係る市町村名	フリガナ名	所属する 営業所名	専任する営業区域 に係る市町村名
	フリガナ名	フリガナ名	フリガナ名
営業区域を専 任する浄化槽 管理士	フリガナ名	浄化槽管理士免 状の交付番号	フリガナ名
	フリガナ名	フリガナ名	フリガナ名
申請時において 既に受けて いる登録	登 録 番 号 第	登 録 年 月 日	登 録 年 月 日

様式第4号 (第4条関係)

連携浄化槽清掃業者調査

浄化槽清掃業者 リガナ名 (法人にあつては、 氏名及び代表者の氏名)			汚泥搬入先
営業区域に係 る市町村名			

様式第5号 (第5条関係)

(表 面)

登録番号	第	号	有効期間満了 年 月 日	年	月	日
登録年月日	年	月	日			
リガナ名 (法人にあつては、 氏名及び代表者の氏名)						
住所	(電話番号)					
住 所	□□□□—□□□□					
役 員	リガナ名	役 名	常勤・非常勤の別			
	氏 名					
営業区域に係る市町村名						

(裏 面)

営 業 所	名 称	所 在 地	電 話 局 番
	リガナ名	浄化槽管理士免状の交付番号	所属する営業所名
営業区域を 専任する浄 化槽管理士	氏 名	専任する市町村名	
	変更の登録		
変更の登録の年月日		変 更 の 内 容	
変更の年月日		変 更 の 内 容	
変更の届出			

様式第6号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿
浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたので、鳥取県浄化槽保守点
検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり申請し
ます。

年 月 日

申請者 住リガナ名 所
氏 氏 氏
□□□□-□□□

Ⓢ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 番)
(電話) 局

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
新たな市町村名 に属する浄化 槽	之リガナ名	浄化槽管理の交 付番号	所屬する 営業所名
	新たな営業区域 を管理する 浄化槽		専任する 営業区域に 係る市町村名
その他の変更 に係る事項	変 更 前	変 更 後	

様式第7号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

職 氏 名 殿
浄化槽保守点検業者の登録事項に変更を生じたので、鳥取県浄化槽保守
点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届
出ます。

年 月 日

届出者 住リガナ名 所
氏 氏 氏
□□□□-□□□

Ⓢ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 番)
(電話) 局

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日

様式第8号 (第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止等届出書

職氏名殿
浄化槽保守点検業の廃止等をしたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
フリガナ名

⑩ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 番)
(電話) 局

廃止等をした 浄化槽保守点 検業者	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
フリガナ名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
廃止等の年月日	年 月 日	
廃止等の区分	廃止・死亡・合併・破産・解散	
廃止等をした浄化槽保守点検業者と届出者との関係	本人・相続人・元役員・破産管財人・清算人	
備考		

様式第9号 (第10条関係)

浄化槽保守点検業者登録票

氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		40センチメートル以上	
登録番号	第 号	35センチメートル以上	
登録年月日	年 月 日		
営業区域に係る市町村名			

様式第10号 (第12条関係)

(表 面)
12センチメートル

第 号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する
条例第16条第3項の規定による身分証明書

氏 名
 所 属
 職 名
 氏 名
 (年 月 日 生)
 年 月 日 発 行
 職 氏 名 団

8センチメートル

(裏 面)

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に
 関する条例抜すい
 (報告徴収、立入検査等)
 第十六条
 2 知事は、この条例を施行するため特
 員に、浄化槽保守点検業者の事務所又
 は営業所に立ち入り、帳簿書類その他
 の物件を検査させ、又は関係者に質問
 させることができる。
 3 前項の場合には、当該職員は、その
 身分を示す証明書を携帯し、かつ、関
 係者の請求があるときは、これを提示
 しなければならない。
 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために
 認められたものと解釈してはならない。
 (罰 則)
 第二十條 次の各号の一に該当する者は、
 五万円以下の罰金に処する。
 五 第十六条第二項の規定による検査
 を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又
 は同項の規定による質問に対して答
 へをせず、若しくは虚偽の答弁をし
 た者
 第二十一條 法人の代表者又は法人若し
 くは人の代理人、使用人その他の従業
 者が、その法人又は人の業務に関し、
 前二条の違反行為をしたときは、行為
 者を罰するほか、その法人又は人に対
 しても、各本案の罰金刑を科する。